## 保育士就労に関する同意書

年 月 日

## (宛先) 八千代市長

八千代市保育の利用に関する規則における八千代市保育園等利用調整基準のうち,「市内の 認可保育所,認定こども園,地域型保育事業所(以下「保育園等」という。)で勤務する場 合」に該当するときは,調整指数を加点して利用調整を行うこととなっております。これは, 八千代市の待機児童減少を目的とするものです。次の内容をよくお読みいただき,各項目の チェック並びに下段部分へのご署名をお願いします。

| 1 | この調整点は保育士資格を有している保護者に対して適用されます。    |  |
|---|------------------------------------|--|
| 2 | 保育士資格の確認のため、通常の就労証明書の他に、保育士証の写しを提出 |  |
|   | していただきます。                          |  |
| 3 | 就労証明書に記載される勤務場所が、八千代市内の保育園等に限ります。  |  |
| 4 | 八千代市内の保育園等で「保育士もしくは保育教諭」として就労する必要が |  |
|   | あります。それ以外での勤務は適用外です。               |  |
| 5 | 八千代市内の保育園等で保育士もしくは保育教諭として復職または就労開始 |  |
|   | ができない場合は内定取消しになることがあります。           |  |
| 6 | 児童が在籍する間は,八千代市内の保育園等に継続して勤務していただきま |  |
|   | す。                                 |  |
| 7 | 児童が在籍する間に、八千代市内の保育園等における保育士もしくは保育教 |  |
|   | 諭としての勤務時間の変更により,入所時の調整点に変更が生じる場合は, |  |
|   | 勤務時間変更日から直近の利用調整会議にて、その時点での保育を必要とす |  |
|   | る度合いに応じた内容により再調整を行います。再調整の結果として利用不 |  |
|   | 可になった場合は,退園していただきます。               |  |
| 8 | 児童が在籍する間に、八千代市内の保育園等における保育士もしくは保育教 |  |
|   | 諭としての職を辞する場合は,退職日から直近の利用調整会議にて,その時 |  |
|   | 点での保育を必要とする度合いに応じた内容により再調整を行います。再調 |  |
|   | 整の結果として利用不可になった場合は,退園していただきます。     |  |
| 9 | この調整点は転園の際には適用されません。               |  |

私は、八千代市保育園等利用申込みを行うにあたり、調整指数の趣旨について理解をし、上 記事項について同意します。また、本規定を悪用しないことについても併せて同意します。

|          | 年 | 月 | 日 |
|----------|---|---|---|
| 保護者氏名    |   |   |   |
| 児童氏名     |   |   |   |
| 第1希望の施設名 |   |   |   |